

## 新型コロナウイルス関連情報（5月30日現在）

1 喫連邦保健省によれば、30日（土）18時現在、新たにオーストリア国内で52名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例が発生し、死亡事例の発生はなかった旨報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は16,627名（内死亡数：668名，治癒数：15,520名）となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・チロル州 : 3,537名（+ 0）(内死亡108名，治癒3,419名)
- ・ウィーン市（州） : 3,219名（+ 49）(内死亡172名，治癒2,793名)
- ・ニーダーエーステライヒ州 : 2,866名（+ 2）(内死亡100名，治癒2,667名)
- ・オーバーエーステライヒ州 : 2,295名（+ 1）(内死亡 60名，治癒2,214名)
- ・シュタイアーマルク州 : 1,836名（- 1）(内死亡147名，治癒1,642名)
- ・ザルツブルク州 : 1,220名（+ 0）(内死亡 38名，治癒1,196名)
- ・フォアアールベルク州 : 898名（+ 0）(内死亡 19名，治癒 866名)
- ・ケルンテン州 : 414名（+ 0）(内死亡 13名，治癒 398名)
- ・ブルゲンラント州 : 342名（+ 1）(内死亡 11名，治癒 325名)

2 30日，学校の登下校及び廊下におけるマスク着用義務を6月3日より廃止し，着用は任意とする旨発表されました。ただし，手洗い等の衛生規則は引き続き存続し，グループ制の登校も引き続き継続するとのことです。なお，体育の授業は遅くとも6月中旬までには再開されますが，当初は任意参加の「補習授業」として行うとのことです。

また，改正保健省令により，本日より店舗や美術館，展示会において入場者1人につき10平方メートルの空間を確保すべき旨の規則が撤廃されました。ただし，最低距離の確保及びマスク着用義務は引き続き維持されるとのことです。

さらに、同省令により園芸センター等の屋外の営業施設はマスク着用義務から除外されました。

3 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・食品安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・鼻をかむ際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

#### 【参考】

##### ■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月一金、9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

##### ■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○新型コロナウイルスに関する Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

■ 世界保健機関 (WHO)

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

(問い合わせ先)

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番 01） 5 3 1 9 2 0

Fax：（市外局番 01） 5 3 2 0 5 9 0

ホームページ：[https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)